

玉掛けの資格だけでクレーンを使っの運搬を一人作業していませんか？一人でクレーンを使い、吊具の掛け外し・運搬を行う作業には玉掛けとクレーン運転の二つの資格が必要です。

〒532-0006 大阪市淀川区西三国2-18-16

一般社団法人淀川労働基準協会

電話 06-6396-5601

FAX 06-6396-5602

この機会にクレーン運転の資格取得を！！

5トン未満のクレーン運転特別教育（学科）

- (1) 日 時 12月3日(木) 9:20~16:30
12月4日(金) 8:45~11:55
- (2) 場 所 此花会館 梅香殿 JR環状線「西九条駅」下車北へ80m 徒歩5分
- (3) 受講料 会員 9,625円・非会員 10,505円(テキスト代含む)
- (4) 申込方法 A~Cのいずれかの方法にてお申込み下さい。

※満席の場合は受付できませんので、必ず申込みの前に電話でご確認ください。

A 窓 口 受講申込書に受講料を添えて当協会までご持参下さい。

B 銀行振込 受講申込書をFAX(06-6396-5602)のうえ、受講料を下記口座へ振込んでください。

※ 申込書及び入金を確認後、『受講票』をFAXにて送付します。

【振込先】 銀行名：りそな銀行三国支店 普通預金

口座番号：6639357

口座名義：一般社団法人淀川労働基準協会

※ 振込手数料はご負担願います。

C 現金書留 受講申込書に受講料を添えて現金書留にて当協会宛てにご郵送ください。

※ 講習日前7日以内でのキャンセル及び欠席については受講料は返金できませんのでご注意ください。

5トン未満のクレーン運転特別教育申込書

受講者氏名	生年月日
(ふりがな) _____	年 月 日
住所 _____	
(ふりがな) _____	年 月 日
住所 _____	
(ふりがな) _____	年 月 日
住所 _____	

事業所名

所在地

電話

担当者名

FAX

※実技講習は行いませんので自社で実技講習を行えることが受講条件となります。